

地方公共団体情報システムにおける文字の標準化に関する有識者会議 開催要綱

1 目的

地方公共団体情報システムにおける文字の標準化に関して、地方公共団体の文字同定状況や標準準拠システムの開発状況等をフォローアップし、課題や解決策の検討を行う。

2 有識者会議

地方公共団体情報システムにおける文字の標準化に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

3 地方公共団体情報システムにおける文字の標準化に関する有識者会議

(1) 構成

有識者会議は、別紙の構成員及び準構成員（以下「構成員等」という。）をもって構成する。

(2) 座長

座長は会務を統括する。

(3) 議事

1. 有識者会議は、座長が招集する。
2. 座長は、必要があると認めるときは、構成員等以外の者に有識者会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。
3. 座長は、構成員等以外の者が有識者会議を傍聴することを認めることができる。

4 ワーキングチーム

- (1) 座長は、必要に応じ、有識者会議にワーキングチームを開催することができる。
- (2) ワーキングチームの構成員は、本有識者会議の構成員等、ワーキングチームにおける調査・検討事項に関し優れた識見を有する者、関係機関の職員等のうちから、座長が指名する。
- (3) ワーキングチームには、主査を置く。主査はワーキングチーム構成員のうちから、座長が指名する。
- (4) 主査は、ワーキングチームの会務を総理する。
- (5) ワーキングチームを行う調査・検討の内容については、適宜有識者会議に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本有識者会議は、原則として非公開とする。
- (2) 本有識者会議で配布された資料について、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合を除き公開する。
- (3) 本有識者会議終了後、速やかに議事要旨を作成し公開する。

6 その他

- (1) 有識者会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、デジタル庁デジタル社会共通機能グループデータ標準化・品質向上支援担当において処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営その他必要な事項は、座長が定める。

(1) 構成員

- 【座長】 庄司 昌彦 (武蔵大学社会学部 教授)
小幡 純子 (日本大学大学院法務研究科 教授)
後藤 省二 (株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長)
笹原 宏之 (早稲田大学社会科学総合学院 教授)
白戸 謙一 (三鷹市健康福祉部健康推進課 課長)
原田 智 (京都産業大学 シニアディレクター (DX推進担当))
正木 祐輔 (神戸市 デジタル監)
犬丸 淳 (総務省自治行政局住民制度課 課長)
名越 一郎 (総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 室長)
櫻庭 倫 (法務省民事局民事第一課 課長)
国分 貴之 (法務省民事局民事第一課 参事官)
蓑原 哲弘 (デジタル庁デジタル社会共通機能Gデータ標準化・品質向上支援担当参事官)

(2) 準構成員

- 鎌仲 正大 (株式会社アイネス)
谷沢 沙耶香 (日本電気株式会社)
青木 弘明 (株式会社日立システムズ)
大村 周久 (富士通 Japan 株式会社)
川口 真人 (富士フイルムシステムサービス株式会社)
早瀬 悠樹 (株式会社両備システムズ)
吉田 匡一 (株式会社両毛システムズ)

(以上敬称略)